



生食発0203第4号
令和3年2月3日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第34号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

1 残留基準値関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬アゾキシストロビン、農薬シフルフェナミド、農薬ビキサフェン、農薬ピリフルキナゾン及び農薬ピリプロキシフェンについて、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

2 添加物関係

食品衛生法第13条第1項の規定に基づき、添加物アゾキシストロビンの規格基準を改正したこと。

第2 適用期日

1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
アゾキシストロビン	にら、その他のなす科野菜、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、しいたけ、その他のきのこ類、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
シフルフェナミド	しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、その他のうり科野菜、りんご、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、すもも（プルーンを含む。）、おうとう（チェリーを含む。）及びかき
ピリフルキナゾン	とうもろこし、ばれいしょ、かんしょ、やまいも（長いものをいう。）、こんにゃくいも、はくさい、キャベツ、ブロッコリー、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、たまねぎ、アスパラガス、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、すいか、メロン類果実、その他のうり科野菜、オクラ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、みかん、みかん（外果皮を含む。）、日本なし、西洋なし、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、あんず（アピコットを含む。）、うめ、いちご及びキウイ
ピリプロキシフェン	なす、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、パパイヤ及びミネラルウォーター類

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値のうち、「第3 運用上の注意 1」に示す残留の規制対象を変更したものについては、規制対象の変更についても告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。
- (2) 今回残留基準値を設定するアゾキシストロビンとは、アゾキシストロビンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）に設定されているアゾキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「とうもろこし油」として残留基準値を設定すること。
- (4) 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているアゾキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (5) 今回残留基準値を設定するシフルフェナミドとは、シフルフェナミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定するビキサフェンとは、農産物にあつてはビキサフェンとし、畜産物にあつてはビキサフェン及び代謝物M21【N-(3',4'-ジクロロ-5-フルオロビフェニル-2-イル)-3-(ジフルオロメチル)-1Hピラゾール-4-カルボキサミド】をビキサフェンに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾンのみとすること。なお、改正前の残留の規制対象は、ピリフルキナゾン及び代謝物B【1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン】をピリフルキナゾンに換算したものの和であること。
- (8) 今回残留基準値を設定するピリプロキシフェンとは、ピリプロキシフェンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (9) 「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限

る。）」及び「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているピリプロキシフェンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「綿実」の残留基準値への適・不適を確認すること。

2 添加物関係

(1) 使用基準関係

ア. アゾキシストロビンの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

イ. アゾキシストロビンについて使用基準を設定した食品はばれいしょである。当該食品へのアゾキシストロビンの残存量の確認に当たっては、泥を水で軽く洗い落としたものを用いること。

(2) 食品中の分析法について

アゾキシストロビンの食品中の分析法については、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）を参照されたいこと。

3 その他

食品衛生法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬ピリフルキナゾン及び農薬ピリプロキシフェンに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

農薬アゾキシストロビン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
小麦	0.3	0.3
大麦	○ 2	0.5
ライ麦	0.3	0.3
とうもろこし	0.05	0.05
その他の穀類	○ 10	0.5
大豆	0.5	0.5
小豆類	0.5	0.5
えんどう	0.5	0.5
そら豆	0.5	0.5
らっかせい	0.2	0.2
その他の豆類	0.5	0.5
ばれいしょ	○ 7	1
さといも類（やつがしらを含む。）	1	1
かんしょ	1	1
やまいも（長いものをいう。）	1	1
こんにやくいも	1	1
その他のいも類	1	1
てんさい	1	1
さとうきび	○ 0.05	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	1	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	50	50
かぶ類の根	1	1
かぶ類の葉	15	15
西洋わさび	1	1
クレソン	70	70
はくさい	○ 5	3
キャベツ	5	5
芽キャベツ	5	5
ケール	40	40
こまつな	15	15
きょうな	40	40
チンゲンサイ	40	40
カリフラワー	5	5
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜	40	40

農薬アゾキシストロビン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ごぼう	1	1
サルシフィー	1	1
アーティチョーク	5	5
チコリ	30	30
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30	30
その他のきく科野菜	70	70
たまねぎ	10	10
ねぎ（リーキを含む。）	10	10
にんにく	10	10
にら	● 10	70
アスパラガス	2	2
わけぎ	10	10
その他のゆり科野菜	70	70
にんじん	1	1
パースニップ	1	1
パセリ	70	70
セロリ	30	30
みつば	5	5
その他のせり科野菜	70	70
トマト	3	3
ピーマン	3	3
なす	3	3
その他のなす科野菜	● 3	30
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1	1
しろうり	1	1
すいか	/	1
すいか（果皮を含む。）	1	/
メロン類果実	/	1
メロン類果実（果皮を含む。）	2	/
まくわうり	/	1
まくわうり（果皮を含む。）	1	/
その他のうり科野菜	1	1
ほうれんそう	30	30
オクラ	3	3
しょうが	0.5	0.5
未成熟えんどう	3	3

農薬アゾキシストロビン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	5	5
しいたけ	●	3
その他のきのこ類	●	3
その他の野菜	70	70
みかん	1	1
なつみかんの果実全体	10	10
レモン	10	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	10	10
グレープフルーツ	10	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
びわ		0.1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	3	
もも		0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	2	
ネクタリン	3	3
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	10	10
ラズベリー	5	5
ブラックベリー	5	5
ブルーベリー	5	5
クランベリー	0.5	0.5
ハuckleベリー	5	5
その他のベリー類果実	5	5
ぶどう	10	10
かき	1	1
バナナ	3	3
パパイヤ	2	2
アボカド	1	1
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	1	1
パッションフルーツ	1	1

農薬アゾキシストロビン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他の果実	5	5
ひまわりの種子	0.5	0.5
べにばなの種子	0.5	0.5
綿実	0.7	0.7
なたね	1	1
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.02	0.02
ペカン	0.02	0.02
アーモンド	0.02	0.02
くるみ	0.02	0.02
その他のナッツ類	1	1
茶	10	10
コーヒー豆	0.05	0.05
ホップ	30	30
その他のスパイス	70	70
その他のハーブ	70	70
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.07	0.07
豚の肝臓	0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07	0.07
牛の腎臓	0.07	0.07
豚の腎臓	0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.07
牛の食用部分	0.07	0.07
豚の食用部分	0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	0.07
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01

農薬アゾキシストロビン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
魚介類	0.08	0.08
とうもろこし油（食用植物油の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	/	0.1
とうもろこし油	0.1	/
とうがらし（乾燥させたもの）	/	30
乾燥ハーブ	300	300

農薬シフルフェナミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	0.3	0.3
大麦	0.7	0.7
ライ麦	0.7	0.7
その他の穀類	0.7	0.7
トマト	0.5	0.5
ピーマン	1	1
なす	0.3	0.3
その他のなす科野菜	0.3	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	● 0.1	0.2
すいか	/	0.02
すいか（果皮を含む。）	0.08	/
メロン類果実	/	0.02
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2	/
その他のうり科野菜	● 0.3	0.5
りんご	● 0.3	0.7
もも	/	0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	1	/
すもも（プルーンを含む。）	● 0.2	0.3

農薬シフルフェナミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
おうとう（チェリーを含む。）	● 2	5
いちご	0.7	0.7
ぶどう	0.5	0.5
かき	● 0.3	0.5
ホップ	○ 5	

農薬ビキサフェン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.4	0.05
大麦	0.5	0.5
ライ麦	○ 0.4	0.05
とうもろこし	○ 0.4	
そば	○ 0.4	
その他の穀類	○ 3	0.5
大豆	○ 0.04	
らっかせい	0.01	
ばれいしょ	0.01	
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	
かんしょ	0.01	
やまいも（長いもをいう。）	0.01	
その他のいも類	0.01	
てんさい	○ 0.3	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.3	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 3	
かぶ類の根	○ 0.3	
西洋わさび	○ 0.3	
ごぼう	○ 0.3	
サルシフィー	○ 0.3	
その他のきく科野菜	○ 0.3	
にんじん	○ 0.3	
パースニップ	○ 0.3	
その他のせり科野菜	○ 0.3	
その他のうり科野菜	0.01	
その他の野菜	○ 0.3	
なたね	○ 0.04	
その他のハーブ	○ 0.3	

農薬ビキサフェン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 2	0.2
豚の筋肉	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 2	0.2
牛の脂肪	○ 2	0.4
豚の脂肪	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 2	0.4
牛の肝臓	○ 4	2
豚の肝臓	○ 4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 4	2
牛の腎臓	○ 4	0.3
豚の腎臓	○ 4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 4	0.3
牛の食用部分	○ 4	
豚の食用部分	○ 4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 4	
乳	○ 0.2	0.04
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.05	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.02
鶏の肝臓	○ 0.05	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.02
鶏の腎臓	○ 0.05	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.02
鶏の食用部分	○ 0.05	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.02
鶏の卵	○ 0.05	0.02
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.02

農薬ピリフルキナゾン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	● 0.05	0.2
大豆	0.01	
小豆類	○ 0.05	
えんどう	○ 0.05	
そら豆	○ 0.05	
その他の豆類	○ 0.05	
ばれいしょ	● 0.05	0.2
かんしょ	● 0.05	0.2
やまいも（長いものをいう。）	● 0.05	0.2
こんにやくいも	● 0.05	0.2
てんさい	0.01	
はくさい	● 0.7	1
キャベツ	● 0.3	0.5
カリフラワー	○ 0.1	
ブロッコリー	● 1	2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	● 7	10
たまねぎ	● 0.05	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.7	0.7
にら	○ 15	
アスパラガス	● 0.2	0.5
トマト	1	1
ピーマン	● 0.7	1
なす	● 0.2	0.3
その他のなす科野菜	● 3	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.1	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.05	0.2
しろうり	0.3	0.3
すいか	● 0.05	0.2
メロン類果実	● 0.05	0.2
その他のうり科野菜	● 0.3	0.5
オクラ	● 0.2	0.5
未成熟えんどう	● 0.3	0.5
未成熟いんげん	● 0.3	0.5
みかん		0.2
みかん（外果皮を含む。）	1	
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1

農薬ピリフルキナゾン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	0.5	0.5
日本なし	● 0.7	1
西洋なし	● 0.7	1
もも	/	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	1	/
ネクタリン	0.7	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	● 3	5
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	● 3	5
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	● 1	2
ぶどう	3	3
かき	0.5	0.5
キウイー	● 0.1	0.2
マンゴー	1	1
茶	20	20
その他のスパイス	5	5

農薬ピリプロキシフェン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.2	0.2
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.2	0.2
そら豆	0.2	0.2
その他の豆類	0.2	0.2
はくさい	0.7	0.7
キャベツ	0.7	0.7
芽キャベツ	0.7	0.7
ケール	○ 2	2.0
こまつな	○ 2	2.0
きょうな	○ 2	2.0
チンゲンサイ	○ 2	2.0
カリフラワー	0.7	0.7

農薬ピリプロキシフェン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
ブロッコリー	0.7	0.7
その他のあぶらな科野菜	○ 2	2.0
たまねぎ	○ 0.2	0.15
みつば	○ 20	
トマト	1	1
ピーマン	3	3
なす	● 0.7	1
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1	0.1
しろうり	0.1	0.1
すいか		0.1
すいか（果皮を含む。）	0.1	
メロン類果実		0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	2	
まくわうり		0.1
まくわうり（果皮を含む。）	0.1	
その他のうり科野菜	0.1	0.1
オクラ	0.02	0.02
未成熟えんどう	0.2	0.2
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	0.2	0.2
その他の野菜	0.2	0.2
みかん		0.5
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	○ 2	0.5
レモン	○ 2	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 2	0.5
グレープフルーツ	○ 2	0.5
ライム	○ 2	0.5
その他のかんきつ類果実	○ 2	0.5
りんご	0.2	0.2
日本なし	0.2	0.2
西洋なし	0.2	0.2
マルメロ	0.2	0.2
びわ		0.2
びわ（果梗 ^{こう} を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2	
もも		1.0

農薬ピリプロキシフェン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	1	
ネクタリン	○ 1	1.0
あんず（アプリコットを含む。）	○ 1	1.0
すもも（プルーンを含む。）	○ 1	1.0
おうとう（チェリーを含む。）	○ 1	1.0
いちご	0.3	0.3
ブルーベリー	○ 1	1.0
クランベリー	○ 1	1.0
ハックルベリー	○ 1	1.0
その他のベリー類果実	○ 1	1.0
ぶどう	0.5	0.5
パパイヤ	● 0.3	1.0
アボカド	○ 1	1.0
パイナップル	0.01	
グアバ	0.1	0.1
マンゴー	○ 1	1.0
パッションフルーツ	0.1	0.1
その他の果実	○ 1	1.0
綿実	0.05	0.05
くり	0.02	0.02
ペカン	0.02	0.02
アーモンド	0.02	0.02
くるみ	0.02	0.02
その他のナッツ類	0.02	0.02
茶	15	15
コーヒー豆	○ 0.05	
その他のスパイス	○ 8	1.0
その他のハーブ	○ 2	2.0
牛の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
ミネラルウォーター類	●	0.3

農薬ピリプロキシフェン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	/	0.01
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	/	0.01

脚注

※○：令和3年2月3日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和4年2月3日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。